宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱の一部を改正する要綱(案)

資料5-1

宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱(平成21年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

| 改正後                               | 改正前                               |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 第1条から第3条まで (略)                    | 第1条から第3条まで (略)                    |
|                                   |                                   |
| (書面調査及び訪問調査)                      | (書面調査及び訪問調査)                      |
| 第4条 (略)                           | 第4条 (略)                           |
| 2 書面調査は、事業者が行う評価基準等による自己評価の結果及び事業 | 2 書面調査は、事業者が行う評価基準等による自己評価の結果及び事業 |
| 者の組織、事業の概要等を示す書類等に基づき、評価基準等の項目ごと  | 者の組織,事業の概要等を示す書類に基づき,評価基準等の項目ごと   |
| に福祉サービスの実施概要等を把握した上で行うものとする。このとき, | に福祉サービスの実施概要等を把握した上で行うものとする。      |
| 評価機関は,事業者に提出を求める書類等について可能な限り既存の資  |                                   |
| 料を活用するなど、事業者の負担軽減に配慮しなければならない。    |                                   |
| 3及び4 (略)                          | 3及び4 (略)                          |
| 第5条から第11条まで (略)                   | 第5条から第11条まで (略)                   |

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。